

平成18年度の人事行政の運営等の状況を公表します

地方公務員法第58条の2の規定に基づき、前年度の地方公共団体の職員の任用、給与、服務や勤務条件などの人事行政の運営状況について公表します。これは、住民の皆さんに町職員の任免や勤務時間その他の勤務条件などの情報を正しく知っていただくために公表するものです。



1 職員の競争試験および選考の状況 (平成18年4月1日から平成19年3月31日)

今年度の正規職員の競争試験・選考は実施しませんでした。

2 職員の任免および職員数に関する状況 (平成18年4月1日から平成19年3月31日)

(1) 職員の採用の状況

作業療法士として正規職員1人を採用しました。(平成18年4月1日付)

(2) 職員の退職の状況 (平成18年度中の退職者数)

退職事由	人数
定年退職	2人
勤奨退職	1人
普通退職	1人
死亡退職	1人
合計	5人

(3) 部門別職員数 (平成18年4月1日現在)

区分	部門	職員数
一般行政部門	議会	3人
	企画総務	33人
	税務	13人
	民生	23人
	衛生	21人
	労働	1人
	農林水産	2人
	商工	1人
	土木	20人
	小計	117人
特別行政部門	教育	47人
	小計	47人
公営企業等会計など 会計部門	水道	9人
	下水道	7人
	その他	7人
	小計	23人
合計	187人	

(4) 級別職員数 (平成18年4月1日現在) 合計 187人

ア. 行政職給料表適用者	
職務の級	職員数
7級(理事)	4人
6級(統括・局長)	7人
5級(統括・リーダーなど)	15人
4級(リーダー・主任など)	63人
3級(主査)	45人
2級(主事)	18人
1級(主事)	5人
合計	157人

イ. 技能労務職給料表適用者

職務の級	職員数
2級(清掃作業員、技能員、調理員、用務員)	26人
1級(給食員、用務員)	1人
合計	27人

ウ. 教育職給料表適用者

職務の級	職員数
2級(教育指導主事など)	3人
合計	3人

3 職員の給与の状況 (平成18年4月1日現在)

(1) 初任給の金額

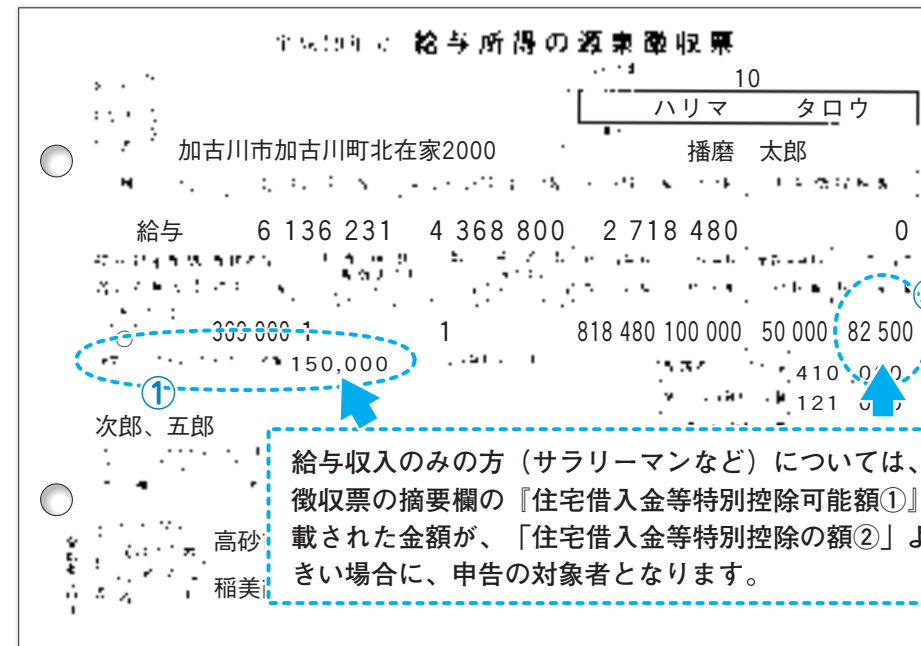
ア. 一般行政職 (新卒の場合)

区分	号給	金額
大学卒	1級29号給	176,800円
短大卒	1級21号給	159,700円
高校卒	1級13号給	148,000円

イ. 技能労務職 (年齢別初任給)

職種により級が決定され、採用時の年齢によって号給が決定します。

職種	年齢	号給	金額
清掃作業員	18歳採用	2級13号給	145,100円
	22歳採用	2級29号給	171,200円
給食員	18歳採用	1級21号給	140,300円
	22歳採用	1級37号給	164,200円

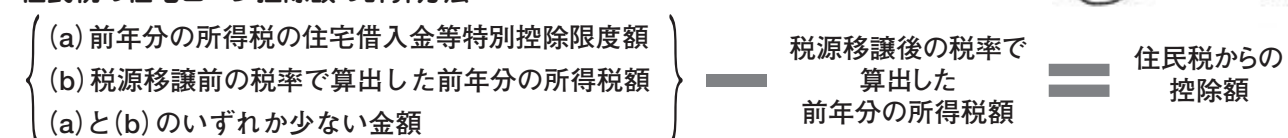


給与収入のみの方(サラリーマンなど)については、源泉徴収票の摘要欄の『住宅借入金等特別控除可能額①』に記載された金額が、「住宅借入金等特別控除の額②」より大きい場合に、申告の対象者となります。

平成20年度から実施
住民税にかかる**税制改正**



住民税の住宅ローン控除額の計算方法



平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ「市町村民税道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。年末調整によって所得税における住宅借入金等特別控除の適用を受けた方についても、市区町村に申告書を提出する必要があります。なお、確定申告書を提出する場合は、税務署を通して住民税用の申告書を提出することになります。

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
① 年末調整済の給与収入のみを有しており確定申告をされない方	⇒ 源泉徴収票を添付して市区町村へ提出
② 所得税の確定申告をされる方	⇒ 所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

※上記の申告書は税務グループ窓口・税務署にあります。

4 所得変動があった方について経過措置が適用されます。 《平成20年度の住民税についてのみ適用》

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、既に納付済の平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

この経過措置は、平成20年7月1日から同月31日の間に、平成19年1月1日時点の住所地の市区町村に申告することで適用されます。詳細は決まり次第広報などでお知らせします。

▶ 対象者 次の(ア)(イ)の両方にあてはまる方

(ア) 平成19年度の住民税の課税所得金額(申告分離課税分を除く)が、住民税と所得税との人的控除額の差の合計額より大きい方

(イ) 平成20年度の住民税の課税所得金額(申告分離課税分を含む)が、住民税と所得税との人的控除額の差の合計額以下の方

▶ 計算方法 平成19年度の合計課税所得金額について、税源移譲後の税率を適用し、調整控除を行った後の税額から、税源移譲前の税率を適用した税額を、差し引いた額を減額します。(既に納付済みの場合は、還付します)

▶ 問い合わせ 税務グループ ☎ 079(435)0358

キ. 特殊勤務手当 著しく危険、不快、不健康その他特殊な業務についたときに支給しています。

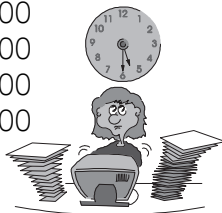
手当の名称	金額
1) 感染症防疫作業手当	1日 500円
2) 清掃作業手当	清掃作業従事者 1日 600円 へい獣取扱 1日 500円
3) 行旅死亡人等取扱作業手当	病人取扱 1回 1,000円 死亡人取扱 1回 2,000円

※手当の支給の状況

- a. 支給職員の多い手当 清掃作業手当(へい獣取扱)
- b. 1人当たり支給額の多い手当 清掃作業手当(清掃作業従事)
- c. 支出額の多い手当 清掃作業手当

ク. 時間外勤務手当、休日勤務手当

- (ア) 支給対象 主任以下の職にある職員
- (イ) 支給時間単価 (給料月額÷給料月額に係る地域手当)×12÷2000×支給率
- (ウ) 支給率
 - a 普通時間外勤務 125/100
 - b 普通深夜時間外勤務 150/100
 - c 週休時間外勤務 135/100
 - d 週休深夜時間外勤務 160/100
 - e 休日勤務 135/100



4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間 職員の勤務時間は、1日8時間で週40時間です。勤務時間については下記の通りです。(勤務時間中に45分の休憩時間があります)

勤務地	勤務時間
1) 本庁舎(以下に掲げる以外の勤務地を含む)	午前8時30分～午後5時15分
2) 塵芥処理センター	午前7時45分～午後4時30分
3) 幼稚園	午前8時20分～午後5時5分
4) 小学校 用務員 給食調理員	午前9時45分～午後6時30分 午前8時20分～午後5時5分
5) 中学校 用務員	午前10時15分～午後7時
6) 郷土資料館 (4～9月) (10～3月)	午前9時20分～午後6時5分 午前8時20分～午後5時5分

(2) その他の勤務条件

勤務条件の内容の主なものは次の通りです。

ア. 休日

- (ア) 土曜日および日曜日、またはそれに相当する日
- (イ) 国民の祝日に関する法律に規定される休日、またはそれに相当する日
- (ウ) 年末年始の休日(12月29日から1月3日まで)

イ. 療養休暇

- (ア) 公務傷病によるもの…………… 必要な期間
- (イ) 結核性疾患または精神障害…………… 2年の範囲内
- (ウ) 私傷病による療養休暇…………… 120日以内

ウ. 特別休暇

- (ア) 有給の休暇
 - a 公民権の行使…………… 必要と認められる期間
 - b 官公署へ出頭…………… 必要と認められる期間
 - c 骨髄移植…………… 必要と認められる期間
 - d ボランティア活動…1年に5日の範囲内
 - e 結婚休暇…………… 5日の範囲内
 - f 育児参加のための休暇…………… 5日の範囲内
 - g 産前産後の休暇…………… 出産予定日前後8週間
 - h 育児時間…………… 1日2回それぞれ30分以内
 - i 配偶者出産休暇…………… 2日の範囲内
 - j 生理休暇…………… 請求した期間
 - k 妊産婦にかかる休暇…………… 決められた期間ごとに1回、必要と認められる時間
 - l 看護休暇…………… 1年につき5日の範囲内
 - m 忌引休暇…………… 死亡者との続柄により、1日から10日
 - n 夏季休暇…………… 3日の範囲内
 - o リフレッシュ休暇…………… 3日の範囲内(勤続20年、勤続30年で付与)
- (イ) 無給の休暇
 - a 介護休暇…………… 6月以内
 - b 組合休暇…………… 30日以内

エ. 年次有給休暇

- (ア) 年度付与日数…………… 最高20日
- (イ) 前年度からの繰越日数…………… 最高20日
- (ウ) 平均取得日数…………… 10.2日

5 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分 分限処分は、公務能率の維持を目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分、免職、退職、降任、降給の4種類があります。

今年度は、「心身の故障のため、長期の休養を要する」として、3件の退職の事例がありました。

(2) 懲戒処分 懲戒処分は、公務員としてふさわしくない非行があった場合に、公務員関係の秩序を維持するために職員の道義的責任を追究して行う処分、免職、停職、減給、戒告の4種類があります。

今年度は、該当する事例はありませんでした。

6 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務の免除 職員は勤務時間中全力で職務遂行しなければなりません、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合などに限り職務に専念する義務が免除されます。

免除された主なものは次の通りです。

- ア. 人間ドック受診
- イ. 精密検査受診
- ウ. 自主研修の実施



(2) 経験年数別、学歴別給料月額

ア. 一般行政職

区分	年数	号給	金額
大学卒	経験10年(11年目)	3級20号給	258,600円
	経験15年(16年目)	3級40号給	296,000円
	経験20年(21年目)	3級60号給	327,700円
短大卒	経験10年(11年目)	3級12号給	242,600円
	経験15年(16年目)	3級32号給	281,500円
	経験20年(21年目)	3級52号給	316,100円
高校卒	経験10年(11年目)	2級20号給	218,600円
	経験15年(16年目)	3級24号給	266,200円
	経験20年(21年目)	3級44号給	303,000円

イ. 技能労務職 18歳採用の場合

区分	年数	号給	金額
清掃作業員	経験10年(11年目)	2級52号給	205,000円
	経験15年(16年目)	2級76号給	240,800円
	経験20年(21年目)	2級100号給	271,500円
給食員	経験10年(11年目)	2級48号給	199,000円
	経験15年(16年目)	2級72号給	235,200円
	経験20年(21年目)	2級96号給	266,700円

(3) 職員手当

ア. 扶養手当 扶養家族を有する職員に対して支給しています。

区分	金額
配偶者	13,000円
配偶者以外の扶養親族のうち2人まで	6,000円
扶養親族でない配偶者がいる場合の扶養親族のうち1人	6,500円
配偶者がいない場合の扶養親族のうち1人	11,000円
その他の扶養親族	5,000円
扶養親族のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合、1人につき	5,000円を加算

イ. 地域手当 全職員に対して支給しています。

支給率	計算式
5%	(給料、扶養手当、管理職手当の合計額)×支給率

ウ. 住居手当 自ら居住するための住居を所有または賃貸している世帯主である職員に対して支給しています。

区分	要件	支給額
賃貸住宅の場合	月額23,000円以下の家賃を支払っている職員	家賃月額から12,000円を控除した額
	月額23,000円を超える家賃を支払っている職員	家賃月額から23,000円を控除した額の2分の1(上限16,000円)に11,000円を加算した額
持家の場合	持家およびこれに準ずる住宅に居住する職員	月 3,500円

エ. 通勤手当

通勤距離が1km以上で、交通用具、交通機関またはその両方を使用して通勤する職員に対して支給しています。

区分	支給額	
A) 交通機関のみを使用する職員	使用する交通機関の6ヵ月定期券(6ヵ月定期がない場合には6ヵ月の範囲内で期間が最長となる定期券)の料金を、その購入後の直近の給料日に支給(ただし、その料金を通用月数で割り戻した1ヵ月当たりの額が55,000円を超える場合には、55,000円を限度とする)	
	距離	支給額
	通勤距離(片道) 1km以上 2km未満	月額 1,000円
	2km以上 3km未満	月額 2,100円
	3km以上 4km未満	月額 2,900円
	4km以上 5km未満	月額 3,700円
	5km以上 7km未満	月額 4,500円
	7km以上 10km未満	月額 5,800円
	10km以上 15km未満	月額 7,300円
	15km以上 20km未満	月額 9,900円
B) 自動車・自転車等の交通用具使用者	20km以上 25km未満	月額 12,500円
	25km以上 30km未満	月額 15,100円
	30km以上 35km未満	月額 17,700円
	35km以上 40km未満	月額 20,400円
	40km以上 45km未満	月額 23,100円
	45km以上 50km未満	月額 24,000円
	50km以上 55km未満	月額 24,900円
	55km以上 60km未満	月額 25,800円
	60km以上	月額 26,700円
	C) AとBの併用者	Aの支給額を定期券購入ごとに、Bの支給額を毎月支給するが、Aの料金を通用期間で割り戻した1ヵ月当たりの額とBとの合計額が55,000円を超える場合には、55,000円に通用期間を乗じた額が支給額となる。

オ. 管理職手当

リーダー以上の職にある職員に対して下記の額を支給しています。(定額制)

役職	支給額
理事	110,000円
統括など	70,000円
リーダーなど	40,000円

カ. 期末勤勉手当(18年度支給実績)

支給対象	支給期	支給率
全職員	6月期	期末手当 1.4ヵ月 勤勉手当 0.725ヵ月
	12月期	期末手当 1.6ヵ月 勤勉手当 0.725ヵ月

※上記の勤勉手当の支給率は、勤務成績が標準の場合です。

※勤勉手当の支給に当たっては、勤務成績に基づき支給率を決定しています。(0.625ヵ月から0.825ヵ月の範囲内で支給しました)

7 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1)職員研修 職員に対しては、事務能力の向上を目的とし、随時研修を実施しています。

- ア. 派遣研修 のべ参加人数 94人 のべ参加日数 291日
- イ. 内部研修 のべ参加人数 552人 のべ実施日数 37日

(2)勤務成績の評定 職員が割り当てられた職務と責任を遂行した実績並びに執務に関連して見られた職員の性格、能力および適正を公正に判断することを目的として勤務成績の評定を実施し、勤勉手当の支給に反映しています。

今年度の実施時期（対象となった期間）、対象者は以下の通りです。

- ア. 実施月 平成18年10月（平成18年4月から9月）
- イ. 対象者 全職員

平成19年 4月（平成18年10月から平成19年3月）

8 職員の福祉および利益の保護の状況

(1)福祉の状況

ア. 保険・年金関係

職員は、地方公務員等共済組合法に基づき設置された「兵庫県市町村職員共済組合」または「兵庫県公立学校共済組合」に加入しており、それぞれの共済組合は、長期給付事業（厚生年金、国民年金に相当するもの）、短期給付事業（健康保険、国民健康保険に相当するもの）、福祉事業（組合員および被扶養者の健康と疾病予防のための事業）を行っています。

イ. 公務災害関係（労働災害に相当するもの）

地方公務員法第45条および地方公務員災害補償法の規定により、公務上、通勤途上の災害により、負傷等または死亡した場合に一定の補償が行われるもので「地方公務員災害補償基金兵庫県支部」が事務を行っています。

認定件数 1件

ウ. 互助会組織

職員の福祉の増進を図るため「播磨町職員互助会」および「播磨町学校厚生会」を設置し、その事業は、それぞれ「財団法人兵庫県市町村職員互助会」、「財団法人兵庫県学校厚生会」に委託して実施しています。（ア）財団法人兵庫県市町村職員互助会〔職員が加入（幼稚園教諭を除く）〕

掛金として給料額の5/1000を職員が、負担金として給料額の5/1000を町が負担しています。

町の負担額は、総額で3,637,733円（1人あたり月額1,719円）、平均職員数176.3人でした。

主な事業内容

- ・会員またはその扶養家族などの死亡の際の弔慰金の給付
- ・会員またはその扶養家族が入院した際の入院見舞金の給付
- ・結婚祝金、出産見舞金、銀婚祝金、入学祝金などの給付
- ・会員またはその扶養家族の医療費の一部を給付
- ・施設利用の斡旋
- ・家庭用常備薬の斡旋

(イ) 財団法人兵庫県学校厚生会（幼稚園教諭が加入）

掛金として給料額の10/1000を職員が、負担金として給料額の7.5/1000を町が負担しています。

町の負担額は、総額で417,405円（1人あたり月額2,676円）でした。（職員数13人）

主な事業内容

- ・会員またはその扶養家族などの死亡の際の弔慰金の給付
- ・扶養家族が入院した際の入院補助金の給付
- ・傷病手当金・育児手当金の支給
- ・結婚祝金、出産手当金、入学祝品、退職せん別金などの給付
- ・会員またはその扶養家族の医療費の一部を給付
- ・施設利用の斡旋

など

エ. 町独自の事業

地方公務員法第42条の規定に基づき職員の保健、元気回復の施策として次の事業を実施しています。

主な事業内容および実績

- ・職員定期健康診断の実施
正規職員の受診人数 134人
支出総額 1,386,841円
- ・職員組合が実施するレクリエーション大会への費用助成（パート職員などを含む）
○平成18年5月27日実施 運動会
参加総人数98人 支出額293,794円
○平成18年11月30日実施 ボーリング大会
参加総人数62人 支出額129,114円
- ・団体生命保険（弔慰金支給）への加入（死亡時に50万円を支給するもの）
加入人数 191人（1人あたり年間1,550円）

(2)利益の保護の状況

ア. 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、町の当局により適当な措置をとられるべきことを要求することができます。

今年度は、措置要求はありませんでした。

イ. 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に対して不服の申し立てをすることができます。

今年度は、1案件の不服申立てがありました。

(5人より申し立て)
平成19年3月31日現在、審議中となっています。

平成20年4月より 心身障害者扶養共済制度が改正される予定です

この制度は、障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対し保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的として創設された、心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が生存中掛金を納付することにより、保護者がお亡くなりになった場合に障害者に終身年金を支給する任意加入の制度です。

しかしながら、運用環境の変化に伴う運用利回りの低下や、障害者の平均寿命の伸長による年金給付期間の長期化などにより財政が悪化し、将来の年金支払を確実に行えない恐れが生じています。

このため、平成20年4月1日を目前に制度改正を予定しています。今回の改正は、この制度を維持するために必要なもので、改正の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

なお、主な改正の内容については、下記の通りです。

加入時年齢	現行	改正後	平成20年4月1日以降に新たに加入者となる方の掛金額
35歳未満	3,500円	5,600円	9,300円
35歳以上40歳未満	4,500円	6,900円	11,400円
40歳以上45歳未満	6,000円	8,700円	14,300円
45歳以上50歳未満	7,400円	10,600円	17,300円
50歳以上55歳未満	8,900円	11,600円	18,800円
55歳以上60歳未満	10,800円	12,800円	20,700円
60歳以上65歳未満	13,300円	14,500円	23,300円

▼年金額は1口あたり2万円が維持されます。
▼見直し後（平成20年4月1日以降）の1口あたりの掛金額

●65歳以上かつ保険料払込期間を了し、現在掛金の納付をされていない加入者の方は、引き続き掛金の納付は要しません。

●新たに加入する方で、改正前の保険料が適用されるためには、早めに（遅くとも平成20年1月中旬）役場福祉グループの窓口で手続きを行う必要があります。提出の遅れや提出書類の不備などにより、4月加入となった場合は、新規加入者の額が適用されることとなります。（既に1口加入している方で、2口目の加入を希望する場合も同様です）

▼問い合わせ 独立行政法人
福祉医療機構 共済部扶養保
険課

☎03 (3438) 0221



国民年金 こんな時には、 こんな手続きを

●国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方すべてが加入する制度です。届出を忘れると、将来受け取る年金額が少なくなったり、受けられなくなったりする場合があります。次のようなときには役場へ自ら届出を行うことが必要です。忘れずに届出を行いましょ。

●20歳になったとき

厚生年金保険や共済組合に加入していない方が、20歳になったときは「国民年金被保険者資格取得届」

●会社を退職したとき

60歳になる前に会社などを退職したとき（厚生年金保険や共済組合の被保険者ではなくなるとき）は「国民年金被保険者種別変更届」

●収入が増え、被扶養配偶者でなくなったとき

収入が増え、会社員や公務員などの被扶養配偶者でなく

なったとき（パート収入が130万円以上になったとき）は「国民年金被保険者種別変更届」

●配偶者が退職したとき

配偶者が退職し、会社員や公務員などの被扶養配偶者でなくなったとき（配偶者が65歳に達して第2号被保険者でなくなったときを含む）は、「国民年金被保険者種別変更届」

▼問い合わせ 手続きについて、詳しくは最寄りの社会保険事務所、役場にお問い合わせください。

○加古川社会保険事務所

☎079 (427) 4511

○保険年金グループ

☎079 (435) 2581